

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 平成30年第4回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第160号 川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
の制定について

資料1 議案第160号 川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する
条例の制定について

資料2 新旧対照表

平成30年11月21日

健康福祉局

議案第160号 川崎市老人福祉センター条例の一部を 改正する条例の制定について

1 施設の概要

(1) 名称等

名 称	川崎市さいわい健康福祉プラザ	川崎市多摩老人福祉センター
位 置	幸区戸手本町1丁目11番地5	多摩区中野島5丁目2番30号
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造3階建
延 べ 床 面 積	1627.95㎡	1773.97㎡
デイサービスセンターの面積	358.04㎡	239.59㎡
開 設	平成12年4月	平成5年10月
デイサービス事業の定員	35人	18人

(2) 事業

ア 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。

イ 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。

ウ 老人デイサービス事業（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関すること。

(3) 管理運営

指定管理者が管理運営を行っている。

2 改正理由

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画（平成30年3月策定）において、老人デイサービスセンターについては、民間で十分なサービスが提供されている状況（平成29年4月1日現在、292事業所）となっていることから、利用者が他の事業所で継続してサービスを利用できるよう対策を講じた上で、指定管理期間の更新時には、現施設を廃止することとされた。

上記計画に基づき、さいわい健康福祉プラザ及び多摩老人福祉センターにおいて行っている老人デイサービス事業を指定管理期間が終了する平成30年度末をもって行わないこととするものである。

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市老人福祉センター条例 昭和41年3月31日条例第7号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。</p> <p>(2) 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(指定管理者)</p> <p>第4条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。</p> <p>(1) センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(利用者の資格)</p>	<p>○川崎市老人福祉センター条例 昭和41年3月31日条例第7号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。</p> <p>(2) 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。以下同じ。）に関すること（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターに限る。）。</u></p> <p>(指定管理者)</p> <p>第4条 市長は、法人その他の団体（<u>川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターにあつては、法人</u>）であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。</p> <p>(1) センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(利用者の資格)</p>

改正後	改正前
<p>第8条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 本市の区域内に住所を有する60歳以上の者及びその付添者</p> <p>(2) 第3条第1号の相談に来訪した者</p> <p>(3) 老人福祉事業関係者</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4) その他指定管理者が適当と認める者</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>第8条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 本市の区域内に住所を有する60歳以上の者及びその付添者</p> <p>(2) 第3条第1号の相談に来訪した者</p> <p>(3) 老人福祉事業関係者</p> <p><u>(4) 老人デイサービス事業の対象者（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターに限る。）</u></p> <p><u>(5) その他指定管理者が適当と認める者</u> <u>(老人デイサービス事業の利用料金)</u></p> <p>第9条 <u>川崎市さいわい健康福祉プラザ又は川崎市多摩老人福祉センターにおいて介護保険法の規定による通所介護又は介護予防通所介護を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法第41条第4項第1号及び第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか利用に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</u></p> <p>3 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p>(センターの使用料)</p>	<p>(センターの使用料)</p>
<p>第9条 センターの使用料は、無料とする。</p> <p>(利用の制限)</p>	<p>第10条 <u>前条に定めるもののほか、センターの使用料は、無料とする。</u></p> <p>(利用の制限)</p>
<p>第10条 指定管理者は、センターの利用について、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。</p> <p>(損害の賠償)</p>	<p>第11条 指定管理者は、センターの利用について、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。</p> <p>(損害の賠償)</p>
<p>第11条 センターの施設及び設備に損害を生じさせた者は、その損害を賠償</p>	<p>第12条 センターの施設及び設備に損害を生じさせた者は、その損害を賠償</p>

改正後	改正前
<p>しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。</p>